

議案第 22 号

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 17 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例

川崎市消防手数料条例（平成 12 年川崎市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表 29 の項中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器検査及び容器再検査に係る手数料を新設するため、この条例を制定するものである。